

危険な空き家等除却推進事業

(旧:腐朽・破損空き家等除却推進事業)

受付期間：令和6年5月13日～9月30日まで

ただし、予算に達した時点で受付を終了致します

柱の傾斜や、屋根・外壁等の落下、飛散により、現に近隣の生活環境に悪影響を及ぼしている老朽化した危険な空き家を対象に、持ち主の方などが解体する際に、その費用の一部を補助します。



1 補助対象となる空き家等

補助の対象となる物件イメージ

★次のすべてに該当する物件であること。

- ・宮崎市内の延べ床面積30平方メートル以上の空き家。
- ・法人が所有権を有していないこと。
- ・所有権以外の権利が設定されていないこと。(抵当権等)
- ・既に解体工事に着手していないこと。
- ・この解体補助事業について公共事業等の補償対象となっていないこと。

★上記の要件を満たし、市による不良度測定調査で危険な空き家等として判定されたもの。

2 補助額

★解体補助額は、除却・廃材処理及び運搬経費を補助対象とします。

① 解体作業が困難または、再建築が困難な場所に建つ空き家等

補助対象経費の4/5以内、上限35万円

② ①以外の場所に建つ空き家等

補助対象経費の1/2以内、上限25万円

★空き家所在地を原則として更地にする工事であり、解体事業者に請け負わせるものが対象となります。



3 補助対象者

★次のすべての要件を満たしている方が対象です。

- 空き家の所有者又は相続人であること。
- 市税の滞納がないこと。
- 宮崎市暴力団排除条例に規定する暴力団員もしくは暴力団関係者でないこと。
- 過去にこの解体補助を受けたことがなく、また補助対象事業について、国・地方公共団体等から同種の他の補助金等を受けていないこと。

4 補助の対象とならない費用

- 消費税分は補助対象の経費に含みません。
- 家財道具の処分費、敷地内の樹木、門扉、塀などの除却費は対象外です。

5 注意事項

- 補助の申請には必ず、**事前相談**が必要です。
- 申請時に既に解体工事に着工している場合や、完了しているものは対象となりません。
- 申請額が予算に達した時点で受付を終了します。
- 建物所有者が既に死亡されている場合、相続関係を証明するのに必要な戸籍謄本などの書類が必要となります。
- 危険な空き家等として判定されたものについては、**令和6年10月31日**までが補助金交付申請の提出期限です。
- 解体工事は**令和7年3月31日**までに完了させる必要があります。

◆空き家を解体することにより、固定資産税が増額になる場合があります。
詳しくは、資産税課にお問い合わせください。

◆このチラシは補助制度の概要を示したものであり、全てを網羅したものではありません。
詳しくは、市ホームページまたは、住宅課へご確認ください。



◎宮崎市ホームページ

ホーム ⇨ くらし・手続き ⇨ 住まい ⇨ 住宅 ⇨ 「危険な空き家の解体費を補助します」

◆ お問い合わせ先 ◆

〒880-0805

宮崎市橋通東一丁目14番20号

住宅課 空家対策係（市役所第四庁舎2階）

電話（0985）21-1804

E-mail：25juken@city.miyazaki.miyazaki.jp

